

4 神奈川県立総合教育センターによる校内研修への支援

(1) 総合教育センターの取組

ア 取組の概要

当センターの運営は、神奈川の教育に期待する県民の願いに応え、「過去に学び、未来を見つめ、今を生きる」子どもたち一人ひとりの個性をいかし、学力や豊かな心、社会性の涵養、想像力の伸長などに向けた教育を確かなものにするを基本方針として、行っている。そのため、自らの人格の陶冶や実践的指導力の向上に努める教員等への支援や研修、調査研究、情報提供、教育相談および広く県民に開かれた総合教育センターに向けた事業を、カリキュラムセンター・教育相談センターを核に、関係機関と協働しながら総合的に展開している。

- 「社会的視野を広げる」、「実践的指導力を高める」、「子ども理解を深める」を基本コンセプトとする基本研修事業を中心に、マネジメント能力や専門的指導力を高める研修、教育課題を踏まえた研修などにより、幅広い視野、確かな指導力を持つ教育人材の育成を行う。
- 「魅力ある学校づくり」、「確かな指導力を育む授業づくり」、「一人ひとりのニーズに応じた教育の充実」を柱として、当面する教育課題の解決に向けた実践的かつ先進的な調査研究を行う。
- 登校や障害、進路等について、多様な支援を必要とする児童・生徒およびその保護者、県民、教職員等に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな専門的教育相談を行うとともに、学校と地域で子どもを支える支援ネットワークの形成を図る。
- カリキュラム開発センターを核として、確かな学力を育む授業づくりや特色ある学校づくりの支援に向けたカリキュラム関連情報の収集・提供を幅広く行う。

イ 教員のライフステージに即した研修

教職の期間を、職責や経験年数によって区分し、各段階で行われる研修を、ライフステージに応じた研修という。校内研修を企画、実施する場合にも、それぞれの教員のライフステージを考慮する必要がある。本県で実施している初任者、5年経験者、10年経験者、15年経験者というライフステージに即した基本研修体系の考え方を校内研修の参考にすることも考えられる。

① 初任者研修

初任者研修は、教育公務員特例法第23条の第1項に「その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しな

なければならない。」と規定されている。

この初任者研修制度は、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見の獲得のために、初任者に対して、組織的、計画的な研修を行うものであり、昭和63年5月31日に公布された「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により義務づけられた。教育をめぐる現状に対する様々な認識の上に立って、多様な個性と感性にあふれる児童・生徒たちに対応するために、自らの感性を磨き、生き方を絶えず問い直し、新たな自分と出会うことが教員には求められている。そこで、教員研修のより一層の充実を図るため、ライフステージに即した研修の第一歩として初任者研修が実施されている。

初任者研修のうち、校内研修として行われる内容は、次のようなものが考えられる。

【参考：小学校・中学校 校内研修の年間研修計画の標準の項目と内容】

社会的視野を広める	
教員としての心構え、サービスの実際 学校運営全般に関すること	教員としての心構え・サービスの実際 学校教育目標と教育課程、校務分掌・研究と 研修、学級担任、教科担任の役割
平和、人権・同和教育に関すること	平和、人権・同和教育等の視点に立った授業 研究
保健・安全に関すること 教育の新しい流れに関すること	保健室の機能と連携、学校事故への対応 特色ある学校づくり、開かれた学校 食の指導の進め方（給食指導を含む）
特別支援教育に関すること	特別支援教育
学級経営に関すること	学級経営案の作成、学級担任の一日
学校事務と処理に関すること	学級事務と表簿の管理と作成
進路指導に関すること	保護者との連携、小・中連携
家庭・地域との連携に関すること	関係機関の理解・連携
実践的指導力を高める	
教科、道徳、特別活動、「総合的な学 習の時間」の指導に関すること	教科教育の目指すもの 道徳の指導、特別活動の指導、「総合的な学習 の時間」の指導、年間指導計画、評価、学校 行事、学習指導案・学習指導法、実技研修・ 授業研究（授業・参観）
情報教育に関すること	情報教育の基礎、情報活用上のモラル
子ども理解を深める	
児童・生徒指導に関すること 課外活動、部活動の指導に関すること	児童・生徒理解とは、基本的な生活習慣の指 導、学区の特色、地域の理解と校外指導 課外活動、部活動の指導
教育相談に関すること	教育相談、いじめ、不登校、児童・生徒との 関わり方、事例研究

「平成17年度初任者研修(小・中学校)実施要項」神奈川県立総合教育センター

② 10年経験者研修

教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成14年法律第63号）の施行に伴い、平成15年度から、国公立の小学校等の教諭等に対して任命権者は10年経験者研修を実施することが義務づけられた。

法改正の趣旨については、「平成14年度から全国の小・中学校で実施されている新しい学習指導要領のもと、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などを育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図るためには、実際に指導にあたる教諭等にこれまで以上の指導力が必要とされている」（教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について（通知）平成14年8月8日）と述べられている。

10年経験者研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じたものでなければならない。研修内容は多岐にわたっている。

校内研修については、各所属校内において必修研修および課題研修を20日実施している。必修研修は、授業研究、教材研究等を中心にし、課題研修は、個に応じた特定課題を二つ程度選び、それぞれ実施している。

参考：教育公務員特例法(初任者研修・10年経験者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導および助言を行うものとする。

第24条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が10年（特別の事情がある場合には、10年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、10年経験者研修を実施するにあたり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第1項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間その他10年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第25条 任命権者が定める初任者研修および10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

ウ 指定研修・希望研修

総合教育センターでは指定研修と希望研修を実施している。指定研修は職務や職責に基づいて該当する教職員が必ず受講するもので、各学校で受講者を決定する。基本研修事業も指定研修に含まれる。また、希望研修は個々の教職員が自主的に希望し、校長をとおして申し込むものである。これらの研修講座のうちで、校内研修に関係するものには、次の講座がある。

① 校内研修・研究推進研修講座

今日、学校が直面する様々な教育課題の克服に向けて、校内研修・研究の企画および運営等についての理解を図り、各学校における校内研修・研究の推進者としての知識・力量の向上を目指すことを目的としている。

3日間の日程で、講義・実践報告・演習等をとおして、高校改革と校内研修・研究、校内研修・研究をいかした学校づくり、事例研究の方法、自校の課題把握の方法、校内研修・研究体制のあり方と推進者の役割等について理解を深め、各学校における校内研修の取組を支援する。

講師として、総合教育センター研修指導主事の他に、2名の大学教授、校内研修・研究を先進的に実践している県立高等学校の校長および教諭を予定している。

全県立高等学校の全課程を対象にする指定研修として実施する。

② 観点別評価・授業評価研修講座

確かな学力を育む授業づくりの推進に向けて、観点別学習状況の評価や授業評価、シラバス等について総合的に理解し、各学校における授業改善の推進者としての能力向上を目指すことを目的としている。

3日間の日程で、講義・実践報告・協議等をとおして、学習評価や授業評価をいかした授業改善、観点別学習状況の評価とシラバス、生徒による授業評価の活用等について理解を深め、各学校のより良い授業へ向けた校内研修の取組を支援する。

講師として、総合教育センター研修指導主事および県教育委員会の指導主事の他に、国立教育政策研究所の研究官、観点別評価・授業評価を先進的に実践している県立高等学校の教諭を予定している。

全県立高等学校の全課程を対象にする指定研修として実施する。

③ その他の講座

指定研修では、「情報化推進担当者養成講座」、「英語教育推進担当者フォ



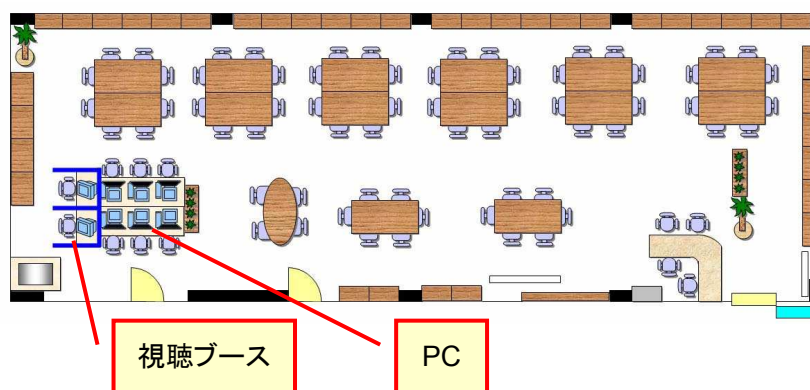
ローアップ研修講座」等、4講座（定員計373人）で校内研修について研修を実施する。希望研修では、「高等学校における『校内研修の進め方』」、「校内研修の持ち方・進め方」等、3講座（定員計135人）で校内研修について研修を実施する。

（2）カリキュラム開発センターと教育図書室

カリキュラム開発センターは、校内研修に利用できる資料の展示、貸し出しを行っている。研究紀要・報告書、学習指導案をはじめとしたカリキュラムに関する多くの資料の他、教育放送番組のDVD や教育用ソフトウェアなどが揃っており、インターネットも利用できる環境が整っている。教育図書室は、カリキュラム開発センターとともに、教育関係の資料を収蔵し、教職員だけでなく、広く公開している。善行庁舎では、13万3千冊の教育に関する図書、雑誌、教科書、県内学校刊行物、全国教育関係機関の研究報告などの資料を収集している。また、亀井野庁舎の教育図書室分室には、2万2千冊をこえる特別支援教育関連図書、雑誌、資料が揃っている。カリキュラム開発センターは、平日8時30分から17時15分までに加えて、火、木曜日は19時15分まで開室している。さらに、第2、第4土曜日も開室し、利用者のために便宜を図っている。

カリキュラム開発センターの取組

カリキュラム開発センターは、今日の教育改革の進展の中で、各学校のカリキュラムづくりをサポートするための、カリキュラムセンター機能の中核となる施設であり、全国に先駆けて平成13年7月に設立された。様々な教育課題に対応するため、常に新しい資料を収集し、利用者のニーズを的確に把握して、教育情報に関わる要求に応えられるよう、デジタル教材を含めた資料収集に取り組んでいる。また、カリキュラム・コンサルタントの窓口として、カリキュラム開発センターを中心としたコンサルタント事業の拡充を図っている。



(3) カリキュラム・コンサルタントの取組から

カリキュラム・コンサルタント事業では、校内研修等のために、所員講師の派遣、講師紹介、その他の情報提供を行っている。また、総合教育センターのホームページでは、カリキュラムの検証・開発と調査研究の内容や研究集録を掲載するなど、校内研修のための情報提供を行っている。

平成17年3月現在、カリキュラム・コンサルタントの相談内容は、

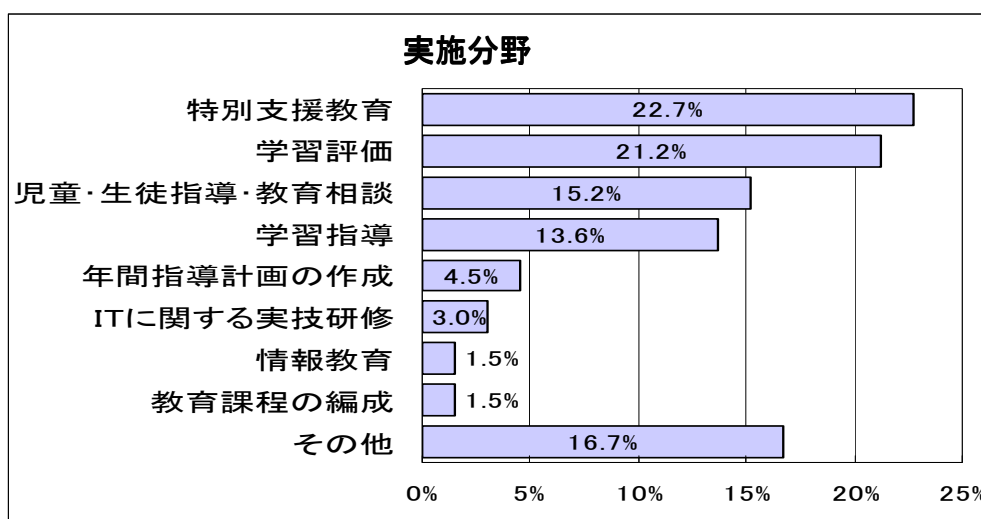
「学習指導」327件、「学校経営」98件、「その他」36件

であり、学習指導に関する相談が非常に多い。学習指導の中では、教科に関する相談が79件と多い。特に小学校や中学校から、校内研究における指導助言の依頼が多く寄せられており、所員をコンサルタントとして派遣する対応をしている。また、障害児教育や障害児用PCソフト、特殊学級の新教育課程、LD、AD/HD児の理解や対応など、特別支援教育に関する相談も、平成15年度に引き続き60件と多い。特別支援教育は全校種をとおして関心が高く、そのうち47件に所員を派遣している。一方、一時期は多くの相談が寄せられていた「総合的な学習の時間」に関する相談件数は27件で、減少傾向にある。

ここでは、平成16年4月から11月に、カリキュラム・コンサルタントとして学校に派遣された当センター所員の校内研修実施分野から見た、校内研修の現状について整理してみる（派遣実績：56件）。

ア カリキュラム・コンサルタントからの分析

① 実施分野



実施分野については、教科等指導に関する内容（「学習評価」、「学習指導」、「年間指導計画」、「ITに関する実技研修」、「情報教育」）の合計は約44%となる。特に評価に関する考え方が移行した影響と思われるが、「学習

評価」に関する研修が約21%である。また、一番多く取り上げられているのが「特別支援教育」に関する内容であり、約23%となっている。多くの学校で個々の児童・生徒のニーズに応じた支援の必要性をとらえて、研修を行っていると考えられる。

【具体的な内容例】

□ 小学校

特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・アスペルガー症候群の理解と対応 ・軽度発達障害の理解と対応 ・特別支援教育の理解と推進 ・発達障害の特徴と対応や支援の手立て(AD/HD、高機能自閉症、アスペルガー症候群など、子どもの理解と対応) ・LDとAD/HDの理解と対応について ・特別な教育的ニーズのある子どもの理解と対応 ・援助資源チェックシートの使い方
児童指導、教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者への対応について(ケース検討、ロールプレイを通じた研修)
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・造形活動をとおした表現の研修 ・水彩絵の具の活用方法に関する実技研修 ・算数的活動をとおした、子どもが学ぶ楽しさや充実感を味わえる学習指導について ・周りの人と心を通わせ、自分の気持ちを表現する子について(「総合的な学習の時間」) ・「聞きあう子」を目指した研究の着目点と評価のしかた ・特殊学級の「総合的な学習の時間」について ・ITを活用した算数の授業について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自分らしさを発揮しともに育つ子の育成を目指して ・周りの人と心を通わせ自分の気持ちを表現する子について

□ 中学校

特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・LD、AD/HD、高機能自閉症児への理解と支援について ・個別教育計画の有効活用について ・チーム支援、事例研究会の持ち方
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ・指導と評価の一体化を目指した授業づくり ・評価・評定に関する研修
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価を含む学校評価への取り組み方と学校改善へのいかし方

□ 高等学校

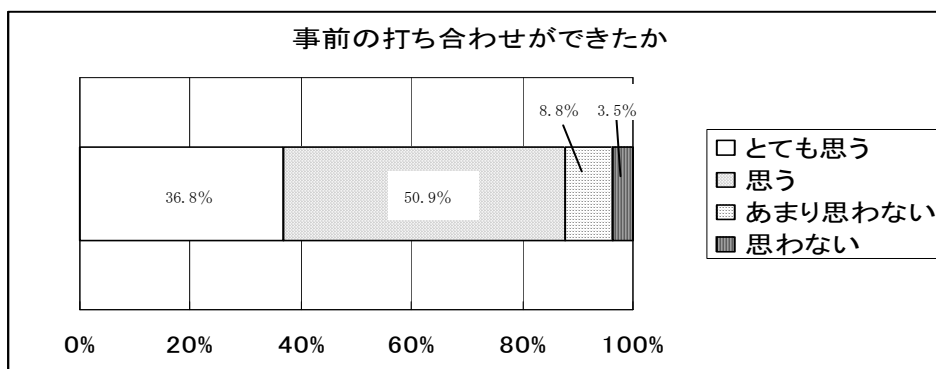
特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度発達障害の理解とその対応
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ・観点別学習評価から評定への総括を中心に ・観点別学習評価とシラバスづくり ・観点別学習評価および生徒による授業評価 ・観点別評価の考え方と取り組み方
生徒指導、教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の生徒について（事例検討会）
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な学習の時間」について ・情報の授業研究 ・国語表現 I の授業研究
年間指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの作成（シラバスとは何か、利用者について、求められる理由、記載する項目、作成手順、活用法、評価のあり方）
ITに関する実技研修	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションソフトの機能とその活用について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒による授業評価に向けて ・コミュニケーションについて（生徒たちのコミュニケーション能力を高めるために必要と考えられる共感性・問題解決能力・感情のコントロールの視点から関わりを考える） ・二学期制について ・授業の一単位時間の運用について

□ 盲・ろう・養護学校

特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブな学校づくり ・初期アセスメントの概要と個別教育計画への活用について
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価の方法と個別教育計画作成について
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部における「総合的な学習の時間」について
情報教育	<ul style="list-style-type: none"> ・授業にいかすデジタルカメラ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研究を活性化するために

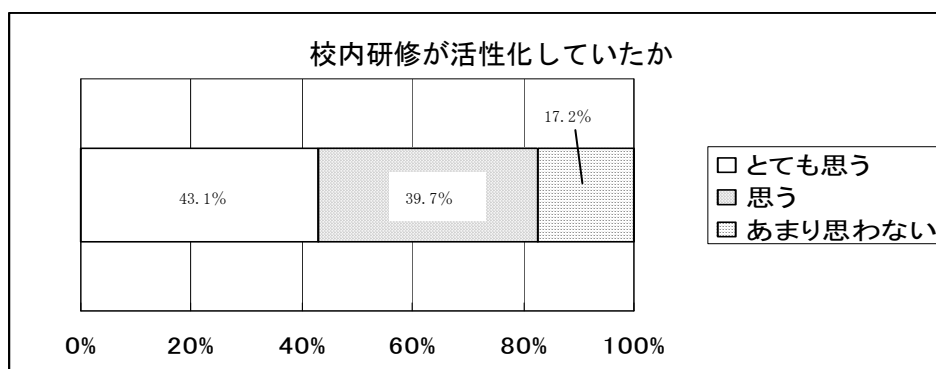


② 学校と外部講師(カリキュラム・コンサルタント)の事前の打ち合わせができたか



カリキュラム・コンサルタント実施校との事前の打ち合わせについては、「できた」という肯定的な見方が約88%である。
校内研修をより深まりのあるものにしたいという学校の意識、意欲の高さが、打合せの綿密さに表われていると考えられる。

③ 校内研修が活性化していたか

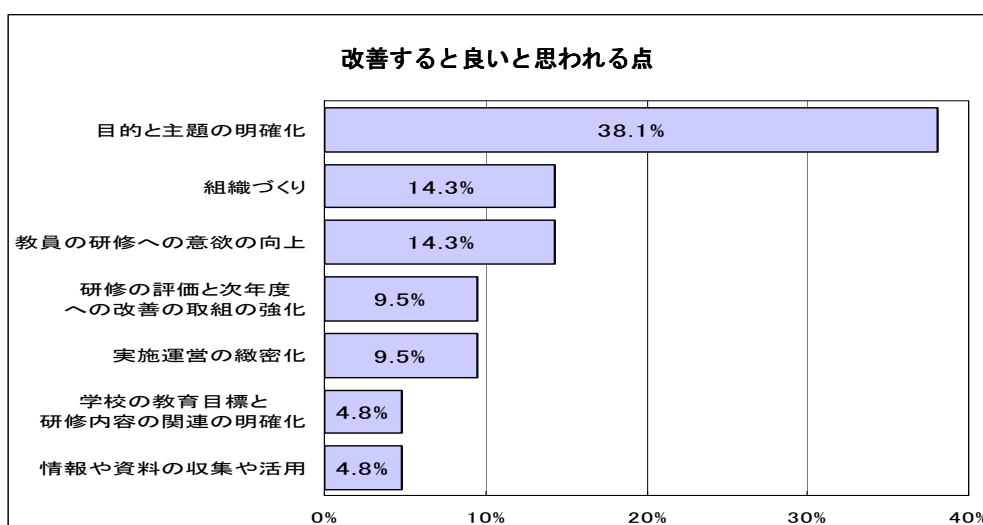
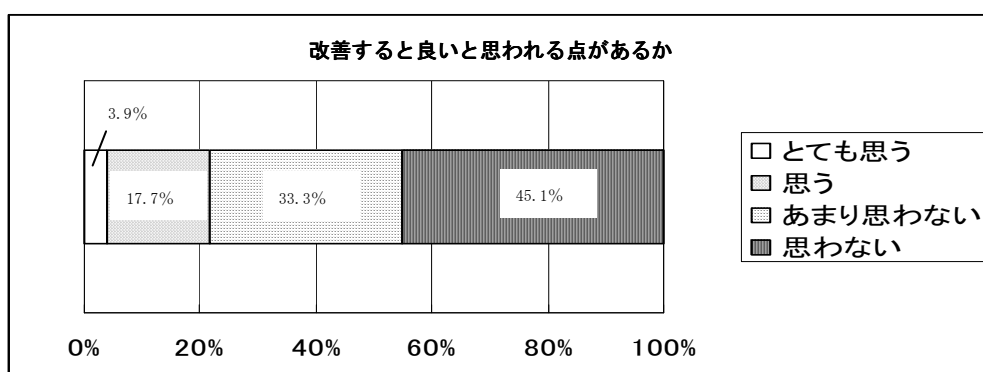


校内研修が「活性化している」という印象を受けたのが約83%である。「あまり活性化していない」という印象も約17%あるが、「活性化していない」という回答はなかった。「活性化している」という印象の理由としては次のようなものがあげられた。

- 学校のニーズに合っていた
- 具体的な質問がいくつもあった
- 研修に活発な取組が見られた
- 学校全体の教育課題に対する研修主題だった
- 取組の中で課題が明確になっていた
- 事前の研修もしつかりなされ、教員のモチベーションも高まっていた

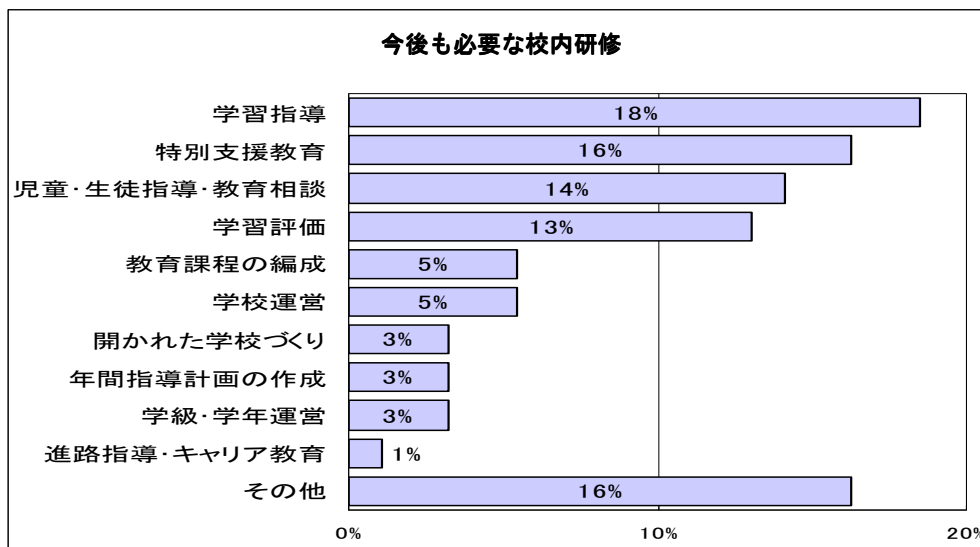
- 研修意識が高まり、意欲が感じられた
- 事前打ち合わせから担当者の熱意が感じられ、学校全体にも浸透していた
- 研修の教育課題に直面している先生方が多く参加していた
- 県立総合教育センターの基本研修で扱った内容を、受講者が学校で紹介しての取組だった

④ 改善すると良いと思われる点があるか



「改善すると良いと思われる点がある」としたのは、約22%である。具体的な改善点としては、「目的と主題の明確化」が約38%と高く、ついで「組織づくり」、「教員の研修への意欲の向上」が約14%、「研修の評価と次年度への改善の取組の強化」、「実施運営の緻密化」が約10%であった。

⑤ 今後も必要な校内研修

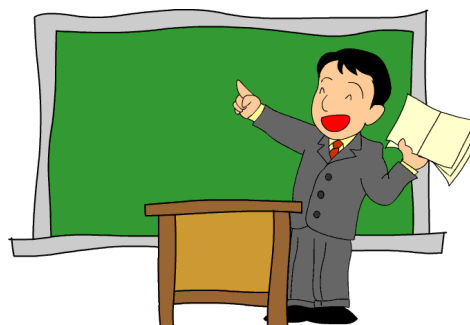


今後も必要な校内研修としては、「学習指導」、「特別支援教育」、「児童・生徒指導・教育相談」、「学習評価」が多い。「その他」の回答として、「学校の実状に合わせた研修」が多くあげられたため、パーセンテージが高いが、その内容は、前述の4つのものを中心に、学校の実状に合わせて選択し、研修を行う必要性にふれたものである。カリキュラム・コンサルタントに派遣された所員も、各校で行われている校内研修の内容と同じ分野を充実させる必要性を感じている。

カリキュラムセンターでは、カリキュラム・コンサルタントに寄せられた相談内容の集計・分析を行い、教育課題に対する教職員、学校、県民のニーズの把握にいかしている。また、その集計結果をもとに、県立総合教育センターの研修事業や研究事業等において、研修内容や研究内容の検討等の資料として活用している。

イ カリキュラム・コンサルタントによる校内研修の紹介

カリキュラム・コンサルタントとして派遣された当センター所員からの報告書と、聴取事項から、カリキュラム・コンサルタントを活用した校内研修について事例を紹介する。



事例1 小学校

「特殊学級に在籍する児童の IT を活用した授業づくりについて」 ～ソフトと支援機器の活用～

○ 事前相談

特殊学級のコンピュータのソフト、支援機器などは何を導入したら良いか、コンピュータを利用した授業のあり方について研修したい。具体的には、授業を参観し、各児童が実際にソフトや支援機器を使い、個々に利用できるソフトや発達段階にあった支援機器の選択と、機械のスイッチとその色への興味、児童にあった形状、肌触り、音量などを研修したい。

○ 研修の展開

- ・朝の会(児童の状態を確認)
- ・授業研究(児童一人ずつ、いくつかのソフトを試しながら、障害に応じた操作を支援する機器で適切なものは何かを探る)
- ・給食(児童の状態を確認)
- ・授業研究(午前に引き続き、各児童に応じたソフト、支援機器を試す)
- ・研究協議

○ 研修の主な内容

- 全員が、今日使ったソフトや支援機器などを踏まえ、児童ごとにコンピュータの利用について研修をした。
- 各児童の状況から、児童の学習のために新たに導入の必要があるソフト、支援機器等について研修した。
- コンピュータを利用した授業を検討し、その際のコンピュータ操作を支援する適切なソフト、機器の指導について研修した。
- コンピュータの活用上の注意点をまとめた。
 - ・発達段階の把握がないと、児童にコンピュータを使用させることは難しい。
 - ・コンピュータを使用する目的を明確にすることが大切である。
 - ・コンピュータを使用する際、コミュニケーションの支援機器も必要である。
 - ・多くの児童はマウス、キーボードの利用は難しく、代替機器は高価である。
 - ・コンピュータを操作する様々な形状のスイッチは工夫して自作可能である。
 - ・支援機器は、市販品であっても、誰でも使いやすいとは限らない。
 - ・ソフトの入手は、フリーソフトやネット利用が有効な場合もある。

事例2 小学校

「自分らしさを発揮し、ともに育つ子の育成を目指して」
～気持ちや思いを伝え合おう～

○ 事前相談

児童が、自分の気持ちや考えをうまく伝えられず、児童間の話し言葉が、大変気になる。児童のコミュニケーション能力を高め、生活科や「総合的な学習の時間」における調べ学習において、外部機関などにお願いの電話をする際の会話能力を高めるなど、授業においてもうまく思いを伝えられるような指導について研修したい。

○ 研修の展開

学校としての具体的な取組に向けて、次の8つの観点から研修を実施し、コミュニケーションについての理解を求めた。

- ・コミュニケーションとは何か
- ・コミュニケーションの手段
言語 ⇒ 言語的コミュニケーション
身振り、表情、声の調子 ⇒ 非言語的コミュニケーション
- ・言語的コミュニケーションについて
話し手としての技能、聞き手としての技能、書きことばの技能
話しことば ⇒ 書きことば
聞きことば
- ・非言語的コミュニケーションについて
言語を持たない前から自分の意思を表明している → 泣く、微笑
言語的コミュニケーションに先立って発達する
- ・個体内コミュニケーションについて → 例. 日記
- ・メタ認知について
- ・言語発達について → 強化、模倣、成熟
- ・モデリング理論について

○ 研修の主な内容

- コミュニケーションを児童に指導する際には、児童がコミュニケーション能力を日常の様々な事象の中から学んでいる点に留意することを研修した。
- 教員は児童の前でコミュニケーションの模範を示すとともに、教科等指導の枠にとらわれずに、日常の教育活動全体にコミュニケーションを位置づけることが必要であることを研修した。

事例3 中学校

「評価・評定に関する研修会」

○ 事前相談

評価・評定に関して、学校としての取組を深化させるため、次の内容で研修したい。

- ・「目標に準拠した評価」（絶対評価）導入の背景
- ・評価・評定の客観性や信頼性をどのように高めるのか
- ・関心・意欲・態度の評価をどのように行うのか
- ・授業改善（指導と評価の一体化）をどのように図るのか
- ・これからの学習評価とは

○ 研修の展開

- ・「目標に準拠した評価」（絶対評価）導入の背景、教育観の変化と関連した評価観の転換
- ・フィッシュボーン（Fish Bone）法による自校の評価の課題整理
- ・評価・評定の客観性や信頼性をどう高めていくのか、評価の客観性とは何か、信頼性を高める評価の方法
- ・関心・意欲・態度の評価をどのように行っていくのか、事例紹介
- ・指導と評価の一体化による授業改善をどのように図っていくのか、評価を授業改善にどのようにつなげるか
- ・これからの学習評価とは、これからの学習評価の原則

○ 研修の主な内容

- 生徒一人ひとりに応じた指導に向けた、観点別学習状況評価の取組と、その評価をいかした授業づくりや指導改善を行うことを研修した。
- 学期により、ねらいとの関連で4観点「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の内容に差が生じることはあるが、基本的に4観点によるバランスの良い重みづけをすることとした。
- 保護者には、評価の考え方を十分に説明する必要があることを研修した。
- ポートフォリオ評価は、「総合的な学習の時間」の評価として良く用いられるが、教科においても有効であることを研修した。
- 生徒のメタ認知能力を高めるための自己評価について研修した。

事例4 高等学校

「評価規準作成について」

～観点別学習状況の評価をいかした教科指導の改善について～

- 事前相談
学校としての評価システムの構築とシラバス作成の具体的な取組に向けて、評価規準の作成についての校内研修を、次の項目により行う。
評価規準、ペーパーテストのあり方、観点別学習状況の評価とシラバス、評価の基礎的な知識と方法等
- 研修の展開
 - ・ 個に応じた確かな学力定着を図る学習評価への対応
 - ・ 高等学校学習評価の取組に関する資料の紹介
 - ・ 観点別学習状況の評価
 - ・ 評価規準をはじめとする評価計画の作成
 - ・ 指導と評価の一体化に向けた取組方法
 - ・ シラバス作成と評価規準の表記のあり方等
- 研修の主な内容
 - 今日求められている観点別学習状況の評価の役割や機能、その実践について研修し、理解を図った上で、指導にいかす方法や学校全体の評価への取組の必要性が明らかになった。
 - 個に応じた指導に向けた観点別学習状況の評価の方法と、それをいかした授業づくりや指導改善を行うことが求められていること、また学校での自己評価や情報提供が義務化される中で、教育活動について説明責任を果たせる指導と評価の一体化を図ること、確かな学力向上に向けた計画的な取組を学校全体で進め、生徒や保護者等の信頼に応える学校づくりを目指すことなどの取組の必要性について研修し、その上で、観点別学習状況の評価やそれを踏まえた学習指導を適切に行うためのシラバスづくりに関して研修した。
 - シラバスについては、各教科で統一的なものを作成すること、評価計画に基づいて評価規準を掲載する際の工夫や、生徒・保護者向けであることを踏まえた表記に努めることなどを中心に研修した。
 - 作成されたシラバスと、それに基づく授業実践に向けて、指導内容に応じた評価方法の検討が今後の課題であることがあきらかになった。

事例5 盲・ろう・養護学校

「保護者と連携して作り上げた個別教育計画による授業の実践」

～授業の工夫、授業参観の工夫～

○ 事前相談

個別教育計画による授業の実践について、学校としての取組を深化させるため、次の内容で研修を行う。

- ・授業づくり(指導の視点、保護者連携の視点、個別教育計画の視点)
- ・今後の取組に向けての確認

○ 研修の展開

- ・朝の会(児童の状態を確認)
- ・授業参観(自立活動)
- ・授業見学(集団:音楽)
- ・給食(児童の状態を確認)
- ・授業参観(国語:ひらがな学習)
- ・研究協議

○ 研修の主な内容

- 授業実践と保護者と連携して作りあげる個別教育計画の準備と実施について研修した。
- 実態に近い情報は具体的な行動観察の記録から得られるということについて研修した。
- 行動観察が、個別教育計画に大きな意味を持つことが明らかになった。
- 「ひらがな学習について」では、個別事例で、単語を読み、対応行動するように促すことを取組の中心にすることを研修し、携帯電話のメール機能を使える場合には、本人の学習意欲を高める上で、良い手掛かりになることを研修した。
- 家族の支え方について話し合いをする場合、該当児童・生徒が安定した状態で家庭や学校にいる間に、家族と連絡をとり、現状と今後の方針(学校教育だけではなく生活全般についての支援計画も含む)について保護者と学校が共通理解を図る必要があることを研修した。